

## 森林づくり県民税により推進すべき施策（素案）

森林政策課

### 1 施策（素案）の位置付け

この施策（素案）は、超過課税として県民負担をお願いするとした場合に、森林づくり県民税（以下「森林税」という。）により推進すべき施策の方向性を示すものである。なお、超過課税を行う場合には、徹底した事務事業の見直しなどの財政改革に継続して取り組むことが大前提であり、また、税額、課税期間等については、必要な事業量を精査した上で提示することとする。

### 2 施策の方向性

現在、森林税を活用した事業は、「手入の必要な里山の間伐（求められる機能に応じた里山等の森林づくり）」「間伐材等の利活用」「里山と人との絆づくり」の3つの柱となっている。今後の対象事業は、これまで同様、緊急に間伐を必要とする里山整備を対象としつつも、限られた財源をより有効に活用する観点から、「防災・減災及び住民等による利活用のための里山整備」に重点化する。

また、現在の取組に加えて新しい取組を加えるべきとのご意見が最多であった県民アンケートの結果や、多面的な森林活用を推進すべきとの「みんなで支える森林づくり地域会議」等の意見を踏まえ、県として今後積極的に推進していく「木と森の文化」の創造に関連する施策のうち特に重要かつ喫緊なものに取り組む方向で検討する。

市町村への支援金については、県と市町村の役割を明確にすべきとの長野県地方税制研究会からのご指摘も踏まえ現在検討中であり、市町村の意見を踏まえ、方向性を示す。

#### （1）里山の整備

これまで、民有林約 661 千 ha のうち、里山約 400 千 ha 中、「自然の推移に委ねる森林」、「公的に管理する森林」、「林業振興に取り組む森林」を除く約 68 千 ha について、森林税を活用して間伐を推進してきた。

しかしながら、所有者不明森林の増加など整備が困難な地域の割合が増大していることなどから、森林税第2期終了時の整備面積の見込みは、当初目標としていた約 38 千 ha を約 6 千 ha 下回る約 32 千 ha の見込みに止まり、その結果、約 35 千 ha が依然未整備で残る見通しとなっている。また、森林税第2期から開始した間伐材の搬出の取組は、対象を「切捨て間伐」後の間伐材に限定していたことなどから、目標未達成で推移している。

こうしたことから、今後は、「防災・減災及び住民等による利活用のための里山整備」に重点化して事業を行うこととする。また、条件的に可能な箇所は、間伐作業と木材の

搬出作業を一体的に行う「搬出間伐」を推進する。(こうした箇所は、将来的に「林業振興に取り組む森林」として、林業経営の観点から管理を行うことを妨げないこととする。)

#### ア 防災・減災のための里山整備

地球温暖化の影響等で局地的な豪雨等が増大する中、各地で頻発している土砂災害や流木被害等を防ぐことは、人命、財産を守ることを使命とする本県にとって喫緊の課題である。

そのため、未整備の里山（約 35 千 ha）のうち、航空レーザーセンシング等の科学的知見を活用して、①山腹崩壊の危険度、②保全対象からの距離、③森林管理の状態の 3 つの視点から危険性が高い地域（山腹崩壊危険度ランク a 又は b、住宅等保全対象からの距離概ね 200m 以内で混み合った森林）を絞り込み、同地域での間伐を対象事業とする。

対象となりうる面積は、治山事業での整備対象となりうる地域を除くと約 13 千 ha であるが、所有者不明森林等の実行可能性を勘案すると、5,700ha 程度が整備の必要かつ可能な面積である。

#### イ 住民等による利活用のための里山整備

里山を保全するためには、その整備だけではなく地域住民等による多面的な利活用を進めることが緊急の課題である。こうした観点から、本県では「長野県ふるさとの森林づくり条例」を定め、地域住民が自発的に里山保全を図ろうとする地域を市町村長の申し出により知事が「里山整備利用地域」に認定し、里山の整備及びその利用に関する活動を促進することとしているが、里山整備利用地域の認定は、現在 5 地域、約 455ha にとどまっている。

このため、森林税を活用することにより、里山整備利用地域の拡大及び当該地域内における間伐等の森林整備を積極的に推進し、住民協働による里山の整備・利用を促進するとともに、薪等の資源利用や遊歩道整備等の多面的利用を拡大することが必要である。

こうした取組を進める上では、地域住民や森林所有者の主体的な参画が必要であるが、県全体でこうした機運を高めるためには、1,500ha～2,250ha 程度の整備を進めることが必要である。

### （2）長野県独自の「木と森の文化」の創造

本県に暮らす人々は、古来より森林から様々な恵みを受けて生活し発展してきた。こうした森林と人との歴史の中で、「御柱祭」をはじめとした伝統行事や、堅牢で多様な技法を有する木曽漆器に代表される伝統工芸品など、多彩な「木と森の文化」が育まれて

きている。

こうしたことから、現在検討中の新たな総合5か年計画策定においても、新たな「木と森の文化」の創造を重点政策の一つに位置付け、本県独自の様々な取組を推進していく考えである。また、国連や国が進めている持続可能な経済・社会・環境の実現に向けた取組を踏まえ、県としても「持続可能な地域づくり」を推進する必要がある。

このため、持続可能な地域づくりの考え方のもと、「木と森の文化」の創造を進めるための基盤である「県産材の活用拡大」や「人材の育成」に加え、「学びの県づくり」や「環境保全・都市緑化」「観光地域づくり」といった、本県の重点施策を進める上で必要不可欠な森林整備等に対して、対象地域を里山に限定せず、森林税を活用する方向で検討する。

#### ア 県産材活用

カラマツをはじめとする本県の多様な森林資源は年々充実してきており、こうした資源を県産材として活用することは、持続的・自立的な森林管理のために必要不可欠である。

このため、地域の木材は地域で積極的に使うということを進める観点で、県民にとって身近な場所の木質化等、地消地産に資する県産材活用を推進する。

(例：県民が利用する施設での県産材利用、木質バイオマスエネルギーの普及など)

#### イ 人材の育成

森林所有者の不在村化等による森林管理の空洞化が進行する中で、森林整備や地域における里山の多面的利用を実施・牽引する人材が不足していることが森林の整備や管理が進まない要因の一つになっており、こうした人材の育成が喫緊の課題である。そこで、森林の多面的な利用を実施する又は地域住民等へ助言できる人材の育成・活用を図るとともに、住民協働による森林の整備・利用を進めるための技術講習等を行う。

#### ウ 本県重点施策に不可欠な森林の整備・活用等

「木と森の文化」の創造は、県の多様な施策を通じて実現していくことが必要であるが、特に重要な課題として推進しているテーマのうち、緊急に対応するべき次の3つの施策に係る森林の整備・活用やそのためのプログラム開発に充当する。

・学びの県にふさわしい森林の整備・活用等

(例：自然体験学習の場の整備（やまほいく認定園等のフィールド整備、学校林の整備）など)

・環境保全・都市緑化に資する森林の整備・活用等

(例：松くい虫被害木対策、市街地緑地の整備など)

- ・観光地域づくりに資する森林の整備・活用等  
(例：森林セラピー基地の整備、観光地等の植栽や景観整備、エコツーリズム等のフィールド 整備など)

### (3) 市町村への支援金

広い県土を有する本県においては、森林に関する各地域の様々な課題に応じた緊急 性の高い取組が必要不可欠であり、地域の実情に精通している市町村の役割は重要であるが、財政規模の脆弱な市町村においては十分な対応が困難な状況である。

このため、市町村への支援金については、県と市町村の役割を明確にすべきとの長 野県地方税制研究会からのご指摘も踏まえ現在検討中であり、市町村の意見を踏まえ、 方向性を示す。

### 3 事業執行上の改善（定期的な検証等の仕組みの確立）

森林税は、超過課税として負担をお願いするものであることから、その使途や効果等を 納税者である県民へ一層丁寧に説明することはもとより、より効果的な活用に努める必要がある。

このため、課税期間中の森林税の使途を明確に定め、事業の内容や達成目標を明らかにした計画を作成することとし、各年度の進捗状況について、「みんなで支える森林づくり県民会議」等に報告し検証いただくとともに、その内容を県民に広く公表する。なお、進捗状況の検証の結果、事業内容等を見直す必要が生じた場合には、県民等の意見を聴き、必要に応じて柔軟に見直すこととする。